

【遊休農地解消対策事業に関する事務取扱要領】

(趣旨)

第1条 公益財団法人熊本県農業公社（熊本県農地中間管理機構 以下、「機構」という。）は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官通知）に定める「遊休農地解消対策事業」及び耕作放棄地解消事業実施要領（令和8年4月7日付け担支第1060号熊本県農林水産部長通知）に基づき、機構が借受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対して簡易な整備を実施する遊休農地解消対策事業（以下「事業」という。）により、遊休化した農地の解消を図り、もって担い手に対する集積・集約化を促進するための事務の取扱いを以下のとおり定める。

※ 担い手とは、国が定める「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」の別表1に定義されている経営体及び地域計画において地域内の農業を担う者として位置付けられた経営体とする。

(事業対象農地)

第2条 事業の対象農地は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号）」の第3の1の(3)のアの(ウ)のaに規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる」遊休農地であること（1号遊休農地の緑区分）。
- (2) 地域計画の区域内のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地（所有者不明農地を除く）であること。
- (3) 日本型直接支払交付金制度（多面的機能支払、中山間直接支払）における活動区域外の遊休農地であること。
- (4) 本事業の実施年度から翌年度までに機構が農地中間管理権を10年以上設定し、受け手に転貸又は研修事業を実施することが確実と見込まれること。
- (5) 上記(4)により機構が転貸する相手方は、遊休農地の所有者ではないこと。
- (6) 産業廃棄物や農業資材等の支障物が存在しない遊休農地であること。
- (7) 本事業の交付を受けたことのある遊休農地ではないこと。

(事業対象となる経費)

第3条 本事業による整備の対象となる経費は、以下のとおりとする。

(1) 再生作業

草刈り、除礫、抜根、耕起・整地に係る経費とする（ただし農業生産を目的に植栽された果樹等の樹木に係る抜根は対象外とする）。

なお、その他必要と認められる経費を対象とする場合は、事前に機構から県へ協議し承認を得なければ対象とすることができない。

また、対象農地にある物件（ハウスや果樹等及び埋設物）の補修や管理、撤去等に要する経費は、本事業による整備の対象に含まない。

(2) 土づくり

土づくり（堆肥等）、土壌消毒、pH調整

（事業実施に係る手続き）

第4条 本事業の実施にあたって、市町村は、農業者等に対する本事業の窓口として、事業実施を希望する農地所有者及び耕作予定者の意向を把握し、農業委員会との連携を行って事業の候補地として取りまとめのうえ機構と協議する。

2 前項の協議を踏まえた後、事業の対象として取り扱うことが適当と認められる農用地（以下、「対象農地」という。）について、機構、市町村、農業委員会、対象農地の所有者及び耕作予定者の5者により事業実施に向けた検討会を開催して事業実施と解消作業の進め方等について話し合い、5者により別紙「遊休農地解消対策事業に関する覚書」（別添計画書：別記様式第1号を含む。以下、「覚書」という。）を締結し、対象農地における事業の内容を確認して実施する。

3 対象農地の所有者又は耕作予定者の都合により前項の覚書で定める事項が履行できないときは、5者合意による覚書を破棄するとともに、市町村及び農業委員会は速やかに新たな耕作予定者を選定し、前項に準じて5者による覚書の締結を行う。

なお、覚書を破棄した場合に、既に遊休農地解消に係る費用が発生していた場合には、その原因者となった対象農地の所有者又は耕作予定者がその費用を機構に支払うものとする。

（賦課金等の支払い）

第5条 前条の手続きにより農地中間管理権を取得する対象農地の土地改良区への賦課金等については、機構は負担しないものとし、所有者又は耕作予定者が負担する。

（遊休農地の解消作業）

第6条 機構は、第4条第2項により締結した覚書に基づき対象農地について遊休農地解消のための作業を行う。作業の内容、作業単価、作業経費の見込額及び作業の委託候補者（2者以上）については、別表を参考に第4条第2項の5者による検討会で審議する。

2 前項を踏まえて、機構は市町村を通じて委託候補者（2者以上）から見積書を徴取する。（別記様式第2号）

3 機構は、前項により提出のあった見積金額を踏まえて委託の相手を決定し、遊休農地解消業務委託契約書（別記様式第3号）により業務委託契約を締結する。

4 作業の受託者は、遊休農地の解消作業を実施し、作業完了後、委託業務完了報告書（別記様式第4号。別記様式第6号及び第7号を添付）を機構へ提出する。

5 機構は、委託業務完了報告書を受領後、実施内容を確認し、受託者から提出される請求書（別記様式第5号）に基づき、受託者が指定する金融機関の口座に委託料を支払う。

- 6 作業受託者への費用支払いにおいて、第3項により委託した金額を超える費用が生じた場合や別表の記載内容に含まれない作業が生じた場合に作業受託者が費用の負担を求めるときは、覚書記載の所有者又は耕作予定者の負担とする。
- 7 機構の遊休農地解消の費用負担額は、再生作業については実際に要した経費又は43,000円/10aに遊休農地の解消面積を乗じた額、土づくりについては実際に要した経費又は10,000円/10aに遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とする。

(農地中間管理権取得の手続き)

第7条 第4条第2項の覚書締結後、市町村は農地中間管理事業の業務委託契約に基づき、機構が対象農地の農地中間管理権を取得するための手続きを行う。

ただし、賃貸借により農地中間管理権を取得する場合は、第6条第7項により再生作業について機構が費用負担する額が確定した後に、機構は農地中間管理権の設定及び当該農地の貸付を行うものとし、賃貸借における賃料については次の(1)又は(2)のいずれかの方法により設定するものとする。

(1) 賃貸借の始期から一定の年間の賃料を無料とする方法

賃料の額は「当該農地の存する地域の標準的な10a当たりの賃料」を勘案して設定し、その賃料により「第6条第7項で再生作業について機構が費用負担した額」を賄うまでの期間については賃料を無料として設定する。

(2) 毎年の賃料を次の算式により設定する方法

「設定すべき10a当たりの賃料」＝「当該農地の存する地域の標準的な10a当たりの賃料」－（「第6条第7項で再生作業について機構が費用負担した額を10aあたりに換算した額」÷「貸借期間の年数」）

(賃貸借を途中解約する場合)

第8条 本事業の対象農地の賃貸借について、農地所有者又は耕作者の都合により10年未満の期間で途中解約する場合は、農地所有者又は耕作者のうち解約を申し出た側の者は、第6条第7項で機構が費用負担した額の全部を機構に対して支払わなければならない。

(対象農地の適切な管理)

第9条 本事業の対象農地の貸付を受けた耕作者は、再び遊休農地に戻らないよう貸付期間を通じて農地を適切に管理しなくてはならない。市町村は当該農地の管理が適切に行われていないとみなした場合、その旨を機構へ報告するものとし、報告を受けた機構は、現地の確認及び耕作者への聞き取り等を行った上で、適切な管理を行うよう市町村と協力して指導するものとする。

なお、機構による指導を受けた後も不適切な管理状況が継続する場合、機構は当該農地の貸付を解約するものとし、耕作者は第6条第7項で機構が費用負担した額の全部を解約後に機構に対して支払わなければならない。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月11日から施行する。